

=商工会議所は皆様のビジネスパートナーを目指します=

会員の輪を拡げ、強い組織へ



岡崎商工会議所 副会頭
組織強化特別委員長 服部晃
(岡崎信用金庫会長)

●交流から生まれるネットワーク

- ・部会（8部会）事業への参加（同業種交流）
※詳細は8Pをご覧ください
- ・青年部・女性部への参加（異業種交流）
- ・研究会（人事、マーケティング等）への参加
- ・全員新年祝賀会への参加
- ・経済講演会への参加

新入会員の声

部会等を通して

顔をあわせたおつきあいを

三菱自動車及び三菱ふそうグループ会社の保険代理店のため、9割以上がグループ関連企業との取引であり、必然的に普段の情報交換もグループ内に留まることがほとんどでした。

時代が変化する中で、今後は地域の動きを知るとともに、地域で保険を取り扱ってみえる方との接点を持っていくことも必要になると感じ、今回岡崎商工会議所会員に加入了しました。

インターネットの普及により情報を入手することが容易になった今だからこそ、地域の様々な方と直接対話し、そこで得る情報が大変貴重であると感じています。会員になったことをきっかけに部会等にも参加させていただきながら顔をあわせて情報交換する中で、地域の動きや流れを肌で感じたいと思っています、どうぞ宜しくお願いします。



株式会社エムシー保険サービス
名古屋営業所
執行役員 所長 東 貞美氏

●広報の利用

- ・岡崎商工会議所会報（月1回発行）
会員情報掲載、広告掲載、折込チラシ
- ・メールニュース（週1回発行）、ホームページ
会員情報掲載

利用者の声

折込チラシでの広報が、 お客様の心に響いています

お客様との関係を“店員とお客様”から一歩進めて、友達のような新しい関係で商売ができるべきと思いつ日々の営業をしています。そのためには取り扱っている商品と同じくらい、私を含めたスタッフがどんなことを考え、何を思って商売しているのかを知つてもらうことで、トータルでお店に関心を持つてもらうことが重要。商品紹介に加え、自分たちの思いや関心事等をリピーター会員対象にお伝えしていた季刊の取り組みを、会員以外の方に向け発信できないかと思い、会議所の会報折込チラシを利用してしています。反響も上々で、「チラシを見たよ。」と店へ足を運んでいただける方が増え、お客様の心を店へ向けてもらう良いきっかけになっています。

REGAL

有限会社
代表取締役 尾崎正紀氏

折込チラシ

●福利厚生の充実

- ・各種共済制度への加入
生命共済「あおい共済」、小規模企業共済、中小企業退職金共済、特定退職金共済
- ・健康診断の割引

利用者の声

福利厚生や企業体質強化で 活用しています

自動車部品を中心としたプラスチック成型が主な事業で、先代の創業から今年で44年を迎えます。

「あおい共済」には先代の時から加入し、現在社員34名が加入しています。もしもの時に備えるのはもちろん、祝い金や見舞金がもらえるなど福利厚生面でも充実した内容となっている点が、従業員から好評です。昨年度からは健康診断も利用し、共済に入っていることでお得な料金で受診することができました。

また企業体質強化をはかるため、昨年は会議所主催のISO9001認証取得研修会に参加し、昨年度末取得につなげることができました。今後もいろいろな機会を通じて自社の経営課題の改善につながる企画に参加していきたいと思っています。



株式会社
代表取締役 横山博明氏

地元金融機関（11社）と本所が連携し、会員の皆様を対象に、優遇金利にて安心して融資をご利用いただけます。

※6月より、大垣共立銀行でもご利用いただけることとなりました。

※詳細については会報折込チラシをご覧ください。

新入会員の声

岡崎を元気にする 一躍を担うことができれば



紳士服店で勤務後31歳で独立し、質にこだわった洋服の販売を手がけてきました。海外の一流ブランドが製作を委託する工場に着目し、GLORY GUY その専門工場でつくられる製品を 村主 博氏 買い付け、百貨店にはないものをよりお値打ちな価格で提供する一方、地方都市では厳しい衣料品小売の分野でお客様に支持していただけるよう、お客様の執事となるような接客を目指しています。

ずっと岡崎でビジネスをしてきたため、この地に愛着を感じており、過日、業界の雑誌で名洋品店100に選出された時も店の名前がでることはもちろん、東京や名古屋に混じり岡崎から発信できたことを大変嬉しく感じています。

自分のビジネスを通じて岡崎を発信していくながら、岡崎を元気にする一躍を担うことができればと思っています。

特定商工業者制度について ご理解・ご協力ををお願いします。

特定商工業者とは？

商工会議所法（昭和28年8月1日法律143号）で指定された商工業者の方です。

毎年4月1日現在において、岡崎商工会議所地区内で本社、支社、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから6カ月以上経過している商工業者のうち、以下に該当する業者が特定商工業者として法律で定められています。

1. 資本金又は払い込み済出資総額が300万円以上の法人。
2. 従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以上の法人、個人。

基準に該当すると、会員・非会員を問わず、商工会議所への登録義務があり、台帳の維持・管理経費として年額4,000円を均等にご負担いただいております。

◆特定商工業者の負担金納入通知書を、7月に送付させていただきます。負担金の納入をよろしくお願い致します。